

イノベーションイニシアティブ基幹規則

和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹規則

制 定 令和 5年 3月29日

法人和歌山大学規程 第2600号

最終改正 令和 7年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹（以下「基幹」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 基幹は、和歌山大学が和歌山圏域の中核大学として技術革新を進めるとともに、先端技術を地域振興に繋げるために、担い手となる人材の育成を含めて一体的に推進することを目的とする。

(構成機関)

第3条 基幹は、次の各号に定める附属機関及び第13条第1項各号に定める推進室で構成する。

- (1) 産学連携イノベーションセンター
- (2) アントレプレナーシップデザインセンター

(業務)

第4条 基幹は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 新たな「知」の創出や技術革新に繋がる研究開発の推進及び支援
- (2) 外部の機関との共同研究等の促進、研究成果に基づく実用化の研究及び事業化の推進等に関すること
- (3) 技術革新を地域経済の発展に活用できる起業家精神を持った人材の育成と定着
- (4) その他地域経済の発展に資する技術教育及び研究の促進に寄与すること

(基幹長)

第5条 基幹に、基幹長を置き、学長をもって充てる。

2 基幹長は、基幹を代表し、意思決定の最終責任者としてその運営にあたる。

(副基幹長)

第6条 基幹に、副基幹長を置く。

2 前項の副基幹長は、学長が任命する。

3 副基幹長は、基幹長を補佐し、基幹長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専任職員)

第7条 基幹に専任の教職員を置くことができる。

(推進会議)

第8条 基幹に、第4条に規定する業務に関する重要事項を審議する推進会議を置き、以下の役職員をもって組織する。

- (1) 基幹長
- (2) 副基幹長
- (3) 産学連携イノベーションセンター長
- (4) アントレプレナーシップデザインセンター長
- (5) 共同利用・共同研究推進室長
- (6) リスキリング・インターンシップ推進室長

イノベーションインシアティブ基幹規則

- (7) 研究・社会連携課長
- (8) 基幹専任教職員
- (9) その他基幹長が必要と認めた者
(議長)

第9条 推進会議に議長を置き、前条第1号の基幹長をもって充てる。ただし、基幹長が出席できない場合は、第8条第2号の副基幹長がその職務を代理する。

(開会)

第10条 推進会議は、過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議決)

第11条 推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第12条 推進会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(推進室)

第13条 基幹に次の推進室を置く。

- (1) 共同利用・共同研究推進室
- (2) リスキリング・インターンシップ推進室

2 推進室に室長を置く。

3 推進室に関する事項は、別に定める。

(専門部会)

第14条 推進会議の下に、特定の事項を検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第15条 基幹、推進会議及び推進室の事務は、研究・社会連携課において処理する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月14日一部改正：法人和歌山大学規程第2674号）

この改正規程は、令和5年7月14日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2819号）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。